



□ □ □ 目次 □ □ □

- 1、医療安全支援センターからのお知らせ
 - ◆ 医療安全相談窓口の受付時間の変更
 - ◆ 横浜市医療安全支援センターのメールアドレスの変更

- 2、横浜市保健所からのお知らせ
 - ◆ 新型コロナウイルス感染症の5類化について
 - ◆ 5類化に伴う主な診療報酬上の特例の取扱いについて

<注意>リンク先が複数行になっている場合には、アドレスをすべて選択してからコピーしてください。

★ 1 医療安全支援センターからのお知らせ ★

◆ 医療安全相談窓口の受付時間の変更

横浜市医療安全支援センターでは「医療安全相談窓口」を設置し、市内医療機関に関するご相談等に対応していますが、令和5年4月1日から下記のとおり電話相談の受付時間を変更しました。

- 医療安全相談窓口受付時間
(変更前) 午前8時45分～午後5時15分
(変更後) 午前8時45分～午後4時00分

医療安全相談窓口の開設時間に変更はありません。従来どおり、午後5時15分まで相談対応を行います。ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。

◆ 横浜市医療安全支援センターのメールアドレスの変更

保健所機能が健康福祉局から医療局へ移管されたことに伴い、令和5年4月1日から横浜市医療安全支援センターのメールアドレスが下記のとおり変更となりました。

- 医療安全支援センターメールアドレス
(変更前) kf-soudan@city.yokohama.jp
(変更後) ir-soudan@city.yokohama.jp

メールアドレスの登録等をされている場合は、変更をお願いします。
※所在地、電話番号、FAX番号等の変更はありません。

★ 2 横浜市保健所からのお知らせ ★

◆ 新型コロナウイルス感染症の5類化について

5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症へと変更されたことに伴い、診療報酬や入院・外来公費負担の取扱いが見直されました。

◆ 5類化に伴う主な診療報酬上の特例の取扱いについて

5月8日以降、診療報酬上の特例の見直しが行われました。その後、医療提供体制の状況等を検証しながら必要な見直しが行われ、令和6年度診療報酬改定において、恒常的な感染症対応への見直しが行われます。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（ポイント）【厚生労働省参考資料】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001070769.pdf>

■■■編集後記■■■

新型コロナウイルス感染症が我が国で流行してから約3年が経過しました。5類変更に伴い、今までとは異なる診療及びご対応が必要になってくるかと思われま。医療安全メールマガジンでは随時医療機関に必要な情報をお届けしていきますので、どうぞご活用ください。

寒暖差が激しく、体調を崩しやすい季節になっていますが、みなさま体調にはどうぞお気を付けてお過ごしください。



★バックナンバーはこちらからご覧になれます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/anzenshien/iryoanzen/iryoanzenml.html>

★配信先解除・変更：

本メールマガジンの配信先の変更を希望される方は、下記URLにアクセスして、解除又は変更手続きを行ってください。

<http://ml.city.yokohama.lg.jp/mailman/listinfo/enzenchan>

★ご意見・ご感想はこちらへ

ir-soudan@city.yokohama.jp

発行：横浜市医療安全支援センター（横浜市保健所健康安全部医療安全課）
Copyrights(C) 2008 City of yokohama. All rights reserved.
